

船舶事故調査報告書

平成27年4月30日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年10月16日 06時20分ごろ
発生場所	岡山県備前市曾島西岸沖 日生港日生防波堤西灯台から真方位230° 1.51海里付近 （概位 北緯34° 42.53′ 東経134° 14.85′）
事故調査の経過	平成26年10月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 恵比須丸、7.9トン OY2-680（漁船登録番号）、個人所有 14.49m（Lr）×3.38m×1.09m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数120、平成13年8月29日 B 漁船 第2住吉丸、0.94トン OY3-19311（漁船登録番号）、個人所有 5.18m（Lr）×1.45m×0.57m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、昭和55年5月13日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 42歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成26年7月25日 免許証交付日 平成26年7月25日 （平成31年7月24日まで有効） B 船長B 男性 68歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年6月4日 免許証交付日 平成26年6月26日 （平成31年8月2日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 左舷船首部船底に擦過傷 B 船外機に亀裂、マスト支柱に破損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、曾島南岸のかき筏の作業場に

	<p>向かうため、約20ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で、手動操舵により曾島北岸沖を西進した。</p> <p>船長Aは、操舵室の舵輪の前に立ち、備前市日生町の本土と曾島との間の通称「うずあいの瀬戸」を両岸沖に存在する養殖施設及び点在する操業中の漁船に注意しながら西進を続け、曾島北西岸沖で左転して南東進を始めた。</p> <p>A船は、曾島西岸沖をほぼ同じ速力で南東進中、平成26年10月16日06時20分ごろ、その船首部とB船の船尾部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、B船の船尾に海水が浸入していたので、船長BをA船に移乗させ、所属する備前市所在の漁業協同組合への連絡を僚船に依頼し、備前市日生港に戻った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、曾島南東岸の漁場に向かうため、約5knの速力で、手動操舵により曾島北西岸沖を南東進した。</p> <p>船長Bは、船外機の右舷側に腰を掛けて曾島北西岸沖を航行中、うずあいの瀬戸に西進する他船を視認しなかったため、左舷方から接近する船舶はいないと思い、その後船首方及び右方の見張りをを行いながら曾島西岸沖を航行中、A船との衝突の衝撃を感じた。</p> <p>船長Bは、船長Aが所属する漁業協同組合の担当者が要請した救急車で病院に搬送され、約1週間の加療を要する胸部打撲、左上腕部挫傷、皮下血腫と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の中央期</p> <p>日出時刻：06時09分</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、レーダーを使用していなかった。</p> <p>B船は、和船型の漁船で有効な音響による信号を行うことができる手段を備えていなかった。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>うずあいの瀬戸は、両岸から養殖施設が拡張していて、可航幅が狭かった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、うずあいの瀬戸を西進中、船長Aが、同瀬戸の両岸沖に存在する養殖施設及び操業中の漁船に注意を向け、前方の見張りを適切に行っていなかったことから、曾島西岸沖に向けて南東進するB船に気付かず、曾島北西岸沖で左転して南東進中、曾島西岸沖でB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、うずあいの瀬戸が両岸から養殖施設が拡張していて、</p>

	<p>可航幅が狭かったことから、養殖施設及び操業中の漁船に注意を向け、前方の見張りを適切に行っていなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、曾島北西岸沖を南東進中、船長Bが、うずあいの瀬戸に西進する他船を視認しなかったため、左舷方から接近する船舶はいないと思い、左舷方を見張りを適切に行っていなかったことから、うずあいの瀬戸から接近するA船に気付かず、曾島西岸沖でA船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、曾島西岸沖において、A船がうずあいの瀬戸を西進後に曾島北西岸沖で左転して南東進中、B船が南東進中、船長Aが、うずあいの瀬戸を西進中、前方の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、曾島北西岸沖を南東進中、左舷方を見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

